

令和4年6月 定例総会議事録

日 時 令和4年6月30日(木) 午前10時00分～午後12時30分

場 所 中央公民館

農業委員

会長	春口隼人	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	小畠利春	6	上仮屋博	7	大山竹子	8	高田春男
9	河野雄二	10	田原尚紀	11	種子田勝	12	瀬戸山博好
13	谷之木信弘	14	大部実男	15	下沖秀人	16	倉菌嘉枝子
17	石川文男	18	松田まり子	19	長瀬茂弘		

農地利用最適化推進委員

20	井上亘	21	上原都由子	22	新田敏文	23	高岩昭市
24	池井周造	25	中山敏章	26	前田次雄	27	丸尾義盛
28	池田幸一	29	内一幸	30	井口紀男	31	山下市郎
32	大山則夫	33	井野実	34	大久津和幸	35	栗水流峯一
36	谷口和巳	37	福本正三	38	四位正生		

事務局

事務局長	藤崎浩一	主幹	橋口覚	主幹	西原学	主査	竹内秀次
主査	宮永昌和	主事補	嶺石将伍				

議 題

- 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第19号 農地利用集積計画の変更について
- 報告第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定について

- 議案第56号 農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第57号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(使用貸借)
- 議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(貸貸借)
- 議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(所有権)
- 議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)
- 議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について
- 議案第63号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達について
- 議案第64号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
- 議案第65号 非農地証明願承認について

事務局 おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 6 月の行事報告と 7 月の行事計画を報告します。

(6 月の行事報告と 7 月の行事計画)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 おはようございます。梅雨らしくない梅雨でした。恐らく水不足が心配されます。それでは令和 4 年 6 月期の小林市農業委員会定例総会を開会します。よろしくお願いいたします。

事務局 次に春口会長がご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 本日は報告が第 18 号から第 20 号までの 17 件、議案が第 56 号から第 65 号までの 66 件、合計 83 件でございます。それでは農業委員会規則第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いいたします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議事に入る前に今月の議事録署名を 12 番瀬戸山委員と 17 番石川委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いいたします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 18 号～報告第 20 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いいたします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。

議案第 56 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 56 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可について下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可申請があったから許可するものとする。

（議案第 56 号 1 番朗読、他 1 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（8 番挙手）

議長 はい、8 番。

8 番 今月の 3 条及び基盤法の事前審査を第 3 小委員会に付託されましたので 6 月 21 日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。
議案第 56 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可について報告をします。
1 番、農業者年金受給ための再設定で期間は 10 年間です。2 回目の設定の時に 1 筆だけもれていたものです。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

（3 番挙手）

議長 はい、3 番。

3 番 6 月の野尻町区分の事前審査を第 1 小委員会に付託されましたので 6 月 23 日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告をします。
議案第 56 号野尻町区分について報告をします。
2 番、申請地を借受け規模拡大を図るもので、期間は 5 年間です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。

議案第 56 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 57 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 57 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

（議案第 57 号 1 番朗読、他 11 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（8 番挙手）

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 57 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について報告をします。
1 番と 2 番の受手は同じ方で隣接地を購入し規模拡大を図るものです。
1 番、10a あたり 106,241 円。
2 番、10a あたり 98,928 円。
3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 1,700,000 円。ここは国道沿いで白地で 1 種農地です。委員会では高額過ぎるので、ゆくゆくは太陽光発電施設とか何かの目的があるのではないかという意見が出ましたが、あくまでも農業の規模拡大という申請であります。
4 番、父から贈与を受けるものです。
5 番、知人から贈与を受けるものです。
6 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 210,000 円。
7 番と 8 番は受手が同じ方です。
7 番、従兄弟から贈与を受けるものです。
8 番、母から贈与を受けるものです。
9 番、申請地を購入し利便性を図る、10a あたり 200,000 円。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 57 号野尻町区分について報告をします。
10 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 184,266 円。
11 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。
12 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 400,000 円。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 57 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 58 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 58 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 58 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 議案第 58 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）について報告をします。

1 番、期間は 1 年間で再設定です。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 58 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。

続きまして議案第 59 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 59 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（貸貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 59 号 1 番朗読、他 8 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 46 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（貸貸借）について報告します。

1 番、期間は 5 年間で再設定、10a あたり 8,000 円です。

2 番、期間は 5 年間、10a あたり 6,308 円です。

3 番と 4 番は受手が同じ方です。期間は 5 年間で再設定、10a あたり 10,000 円です。

5 番、期間は 5 年間、10a あたり 10,000 円です。

6 番、期間は 3 年間で再設定、10a あたり 9,860 円です。

7 番、期間は 5 年間で再設定、10a あたり 10,000 円です。

8 番、期間は 10 年間で再設定、10a あたり 10,000 円です。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 59 号野尻町区分について報告をします。
9 番、期間は 1 年間で再設定、総額玄米 1 俵です。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしとしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 59 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計
画（賃貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 60 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定に
ついてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 60 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 60 号 1 番朗読、他 20 件省略)

議長 ありがとうございます。5 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 60 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の 5 番について報告をします。
隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 60 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（所有権）の 5 番に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員、計画通り決定をしました。

〇〇委員 ありがとうございました。

議長 それでは 5 番以外の審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 60 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。
あっせん委員についてはお目通しをお願いします。
1 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。
2 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 350,000 円。
3 番と 4 番の受手が同じ方で隣接地を購入し規模拡大を図るものです。
3 番、10a あたり 250,000 円。
4 番、10a あたり 505,051 円。

6番と7番の受手も同じ方で申請地を購入し規模拡大を図るものです。
6番、10aあたり257,121円。
7番、10aあたり230,000円。
8番から10番も受手が同じ方で場所も同じところ。3件とも申請地を購入し規模拡大を図るもので、10aあたり200,000円です。
11番と12番も受手が同じ方で、2件とも申請地を購入し規模拡大を図るもので、10aあたり300,000円です。
13番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり217,391円。
14番と15番の受手も同じ方で申請地を購入し規模拡大を図るものです。
14番、10aあたり298,253円。
15番、10aあたり175,541円。
16番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり123,686円。
17番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり123,321円。
18番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり112,486円。
19番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり232,919円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

(3番挙手)

議長 はい、3番。

3番 同じく議案第60号野尻町区分について報告をします。
あつせん委員についてはお目通しをお願いします。
20番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり195,313円。
21番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり213,311円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第60号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画
(所有権)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 61 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 61 号 1 番朗読、他 8 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 61 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）について報告をします。
使用貸借が 1 件です。
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 61 号野尻町区分について報告をします。
貸貸借 5 件、使用貸借 3 件、合計 8 件です。
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 61 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第62号農地法第4条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第62号農地法第4条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第62号1番朗読、他2件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 今月は第2小委員会に4・5条の事前審査を付託されましたので6月22日に審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第62号農地法第4条の規定による許可申請書進達について報告します。
1番、転用の理由は倉庫・駐車場です。以前、非農地で相談があったようです。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3番挙手)

議長 はい、3番。

3番 同じく議案第62号野尻町区分について報告をします。
2番、転用の理由は植林です。亡父が無許可で昭和50年頃植林してことが判明して追認申請を行うものです。内山の楠原に抜ける道路沿いにあり、傾斜地でした。
3番、牛舎と農機具倉庫です。和牛繁殖を営んでおり、規模拡大のために自宅近くの申請地に牛舎と農機具倉庫を建設するものです。ここは岩瀬ダムに行く道路沿いにありました。雨水については南側に水路があるので支障はないということでした。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第62号農地法第4条の規定による許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第63号農地法第5条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第63号農地法第5条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達について下記のとおり農地法第5条の規定による使用貸借権の権利設定の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第63号1番朗読、他1件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 議案第63号農地法第5条の規定による使用貸借権の設定許可申請書進達について報告をします。

1番、転用の理由は賃貸住宅敷地です。細野小学校と牧場の桜の間でした。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3番挙手)

議長 はい、3番。

3番 同じく議案第63号野尻町区分について報告をします。
2番、畑かん事業の管水路工事に伴う資材置場で一時転用です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(36番挙手)

議長 はい、36番。

36番 1番についてですが、土地の面積214㎡に対して実績面積が753㎡となっていますが、実際の面積が台帳と違う場合は地籍訂正をしなくてはならないのではないかと私は思います。

事務局 ご質問にお答えします。確かに地籍を正しく直してから申請される方が通常であればいいのですが、実際に地籍に間に合わずにこのように申請されるケースがありました。その際には許可証に実測面積をつけて許可が発行されます。面積を直して申請する形でもよろしいですし、面積を直さずとも申請を行えます。

36番 実際問題どちらが正解なのかははっきりしないと、そういうあやふやなことでは役場としてもどうなのでしょうね。

事務局 補足ですが、実測面積に関しては土地家屋調査士が作成した図面をつけていただいています。

36番 分かりました。

議長 他に質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第63号農地法第5条の規定による使用貸借権の権利設定の許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第64号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第64号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第64号1番朗読、他3件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 64 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について報告をします。

1 番、通路です。受人と渡人が境が分からないという事で共同の通路として申請するものです。場所は南西方、鬼塚の牛の検査場があったところです。

2 番、擁壁敷地です。現在ある擁壁にひびが入って危険だという事で受人が敷地を購入して再度擁壁を設置するものです。

3 番、おがくず置場・駐車場・椎茸工場です。所有権変更をする際に農地であることが判明したため追認申請を行うものです。場所は西小林地区体育館に入る手前の左側にありました。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 64 号野尻町区分について報告をします。

4 番、転用の理由は一般個人住宅です。現在沖縄に赴任していますが、出身地である小林市周辺に転任予定であるため申請するものです。吉行産業から西の方に行ったら団地がありその中の南側の一面に道路を挟んでありました。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 64 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。

続きまして議案第 65 号非農地証明願い承認についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 65 号非農地証明願承認について
下記のとおり非農地証明願があったから承認するものとする。

(議案第 65 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 65 号非農地証明願承認について報告します。

1 番、北西方、勸請岡、調査事項は原野です。周りは竹藪で農地として利用できない状態でした。

2 番、これも原野です。真方、辟岩、石阿弥陀から永久津方面へ向かって左側にこんにやく店があるのですがそこから入ったところです。南北も山で農地としての利用は不可能であると判断しました。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 65 号野尻町区分について報告をします。

3 番、調査事項は山林です。面積が合わせて 7 反あるのですが木が生い茂って道がどこにあるかも分からない状態でした。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 65 号非農地証明願承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

以上で本日の総会を終了します。

ありがとうございます。

閉議 午後 12 時 30 分

令和 4 年 6 月 30 日 定例総会

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟